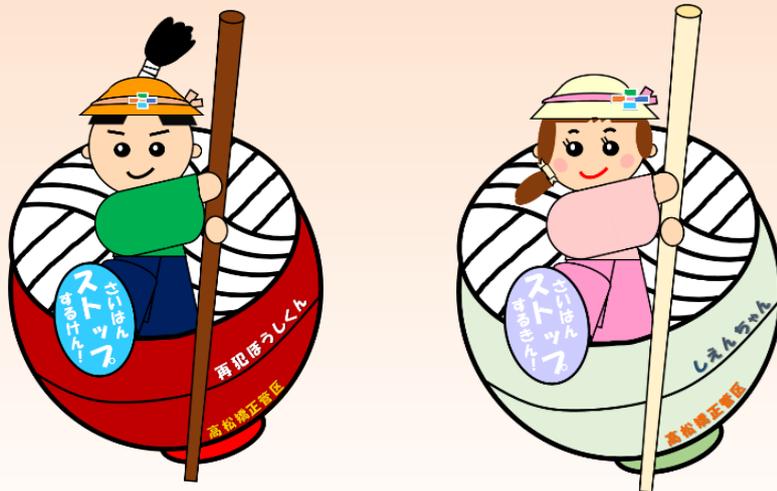


N W 88 E S

～令和3年度版～

令和4年3月作成



法務省

高松矯正管区更生支援企画課

はじめに

犯罪や非行をした人が逮捕され、裁判を受けた後、どうなるか知っていますか？

法務省では、関係省庁や地方公共団体、民間協力者等と連携し、犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないように指導・支援する「再犯防止施策」を進めています。

再犯防止施策を進めるに当たっては、犯罪等を未然に防止することや、刑務所や少年院で改善更生のための適切な指導を行うことに加え、犯罪や非行をした人が自分がしたことに対する責任を自覚し、犯罪被害者の心情等をも理解した上で、自ら社会復帰のために努力することが重要であることはいまでもありません。

しかしながら、犯罪や非行をした人の中には、住居や就労先を確保できないまま出所することとなったり、貧困、疾病、し癆、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴などの様々な生きづらさを抱え、支援が必要な人が少なくありません。そうした人たちが社会の中で必要な支援につながらることができないまま、再び犯罪等を行い、施設に再入所してしまうことが起こっています。法務省では、刑事司法関係機関により犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する取組を実施してきましたが、刑事司法関係機関による取組だけでは内容や範囲に限界が生じています。

犯罪や非行をした人が、出所（院）後に地域において円滑に社会復帰するためには、刑事司法関係機関だけでなく、地方公共団体や民間団体等と連携し、一丸となって必要な支援を実施することが不可欠ではないかと考えています。

以上を踏まえ、高松矯正管区では地方公共団体や国民の皆様にも再犯防止の取組を理解していただくために、令和3年度からホームページに「NEWS88」という広報紙を掲載してきました。この度、「NEWS88」の総集編を作成しましたので、手に取って見ていただき、再犯防止の取組にご興味いただけたら幸いです。

最後になりますが、再犯防止施策は、犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生ませない、国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するための取組ですので、皆様のご理解・ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

高松矯正管区 再犯防止PRキャラクター



再犯ぼうしくん



しえんちゃん

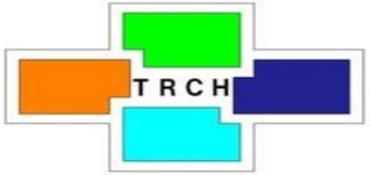
高松矯正管区は、四国内の刑務所や少年院などの適切な運営管理を凶っている機関です。ご興味のある方は、こちらのQRコードからHPをご覧ください。



高松矯正管区HP

NEWS 88

～ 再犯防止施策の経緯と現在 ～



高松矯正管区ロゴマーク

「再犯の防止等の推進に関する法律」公布・施行までの経緯

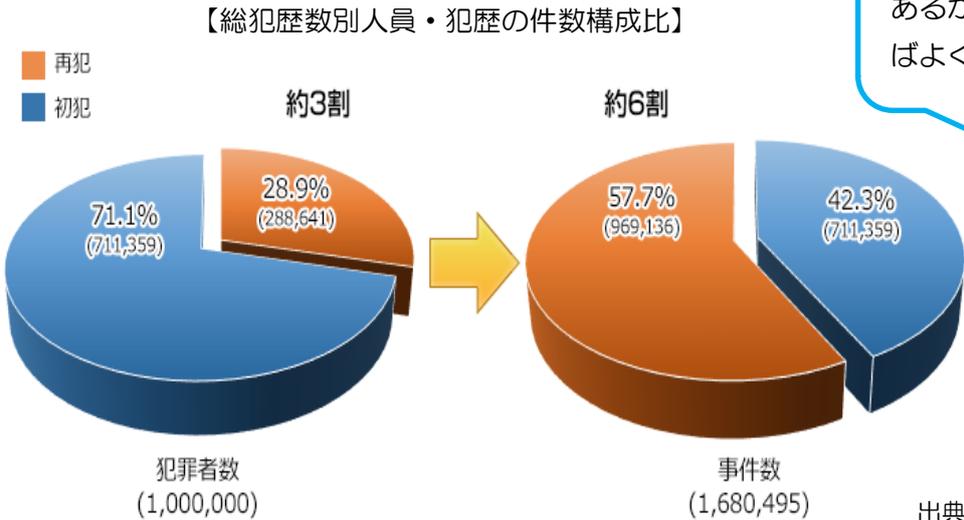
刑法犯の認知件数は、戦後長期にわたって年間140万件前後で推移していましたが、平成8年以降増加していき、平成14年には約285万件（7年連続で戦後最多を記録）となりました。このため、国は犯罪を減少させるために様々な対策をとっていきました。

平成15年 **犯罪対策閣僚会議**を設置

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画-「世界一安全な国、日本」の復活を目指して-」策定

平成19年

法務総合研究所が昭和23年から平成18年までの間に裁判が確定した100万人を調査した結果、**全犯罪者の3割である再犯者が、全犯罪の6割を実行している**状況にあることが判明しました。



再犯防止がいかに重要であるか、左のグラフを見ればよくわかるね！



出典：平成19年版犯罪白書

平成20年

犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008-「世界一安全な国、日本」の復活を目指して-」策定

刑法犯の認知件数は減少傾向となりましたが、そのうち、再び刑務所に再入所する者の数は横ばいであり、再犯者に対する施策の実施の必要性が高まりました。

平成24年

犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止に向けた総合対策」を閣議決定

※日本の刑事施策で初めて再犯防止対策の具体的な成果目標が設定されました。

『出所後2年以内に再び刑務所に再入所する者の割合を2021年までに20%以上減少させる。』

⇒ 目標値「出所後の2年以内再入率を16パーセント以下」

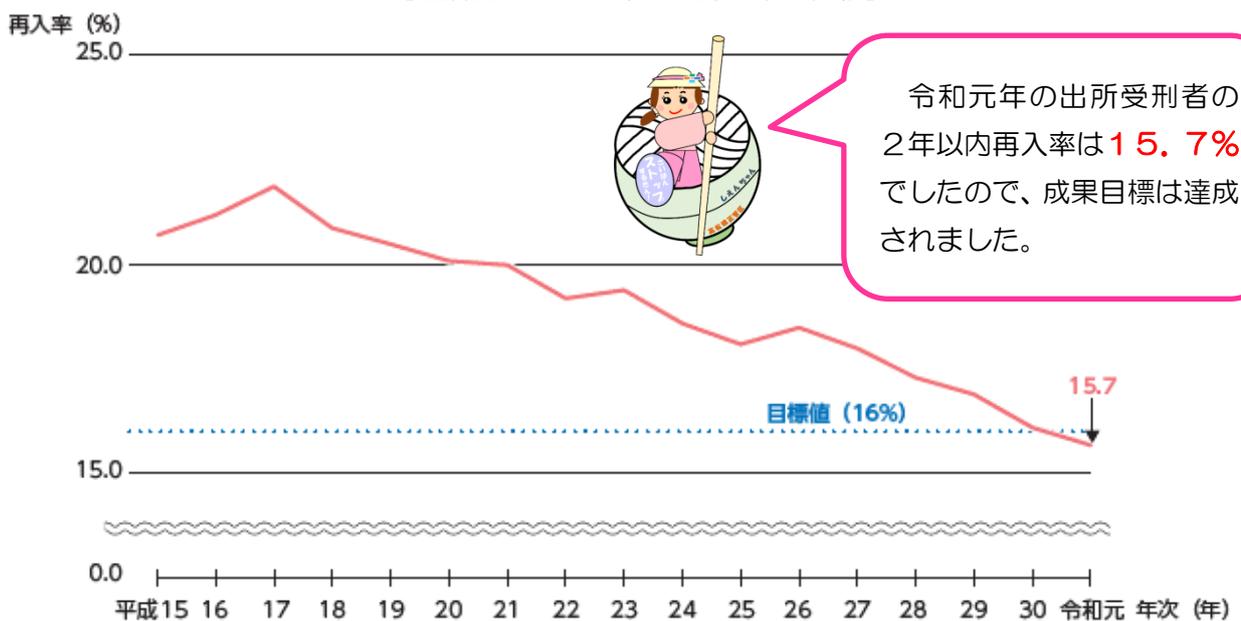
【出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率】

(平成15年～令和元年)

年次 (出所年)	出所受刑者数	出所受刑者		2年以内再入者数	2年以内再入者数	
		うち満期釈放者	うち仮釈放者		うち満期釈放者	うち仮釈放者
平成15年	28,170	12,386	15,784	5,835 (20.7)	3,903 (31.5)	1,932 (12.2)
16	29,526	12,836	16,690	6,236 (21.1)	4,155 (32.4)	2,081 (12.5)
17	30,025	13,605	16,420	6,519 (21.7)	4,434 (32.6)	2,085 (12.7)
18	30,584	14,503	16,081	6,380 (20.9)	4,536 (31.3)	1,844 (11.5)
19	31,297	15,465	15,832	6,409 (20.5)	4,661 (30.1)	1,748 (11.0)
20	31,632	15,792	15,840	6,372 (20.1)	4,687 (29.7)	1,685 (10.6)
21	30,178	15,324	14,854	6,044 (20.0)	4,424 (28.9)	1,620 (10.9)
22	29,446	14,975	14,471	5,649 (19.2)	4,140 (27.6)	1,509 (10.4)
23	28,558	13,938	14,620	5,533 (19.4)	3,944 (28.3)	1,589 (10.9)
24	27,463	12,763	14,700	5,100 (18.6)	3,487 (27.3)	1,613 (11.0)
25	26,510	11,887	14,623	4,804 (18.1)	3,173 (26.7)	1,631 (11.2)
26	24,651	10,726	13,925	4,569 (18.5)	2,928 (27.3)	1,641 (11.8)
27	23,523	9,953	13,570	4,225 (18.0)	2,709 (27.2)	1,516 (11.2)
28	22,909	9,649	13,260	3,971 (17.3)	2,470 (25.6)	1,501 (11.3)
29	21,998	9,238	12,760	3,712 (16.9)	2,348 (25.4)	1,364 (10.7)
30	21,032	8,733	12,299	3,396 (16.1)	2,114 (24.2)	1,282 (10.4)
令和元年	19,953	8,313	11,640	3,125 (15.7)	1,936 (23.3)	1,189 (10.2)

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

【出所受刑者の2年以内再入率の推移】



出典：令和3年版再犯防止推進白書

平成26年

犯罪対策閣僚会議において

「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」
を閣議決定

※「仕事（就労）」と「居場所（住居）」の確保に向けた成果目標が設定されました。

【仕事の確保に向けた成果目標】

2020年までに犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数
を3倍にする
⇒ 目標値「実際に雇用している協力雇用主数を1,500以上」

【協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数】

(平成29年～令和2年)

年次	協力雇用主数	実際に雇用している協力雇用主数	雇用されている刑務所出所者等数
平成29年	18,555	774	1,204
30	20,704	887	1,465
31	22,472	945	1,473
令和元年	23,316	1,556	2,231
2	24,213	1,391	1,959

- 注 1 法務省調査による。
2 平成29年から31年は、4月1日現在の数値である。
3 令和元年からは、10月1日現在の数値である。
4 「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者などを含む。

出典：令和3年版再犯防止推進白書



成果目標について、2019年（令和元年）に1,556社と目標を達成しましたが、2020年（令和2年）は、1,391社と前年より減少し、目標を下回る結果となりました。目標を達成するために、引き続き、刑務所出所者等の就労の確保に関する取組を行ってまいります。

【居場所の確保に向けた成果目標】

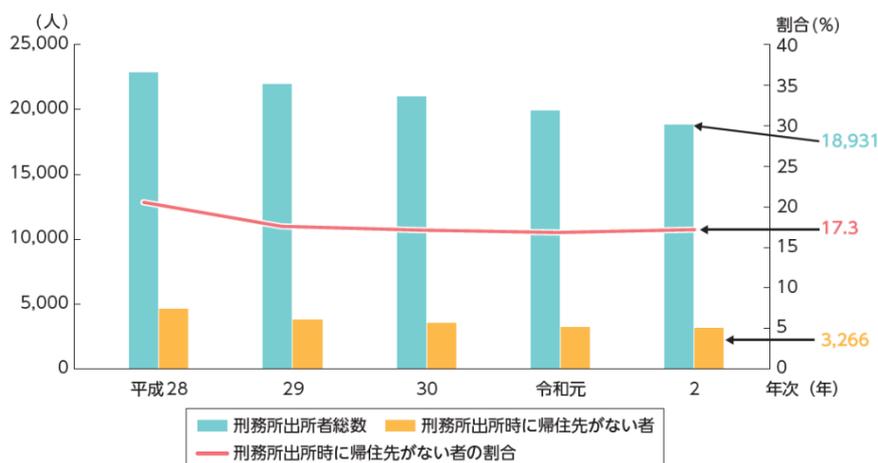
2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる
 ⇒ 目標値「刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数を4,450人以下」

【刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合】

(平成28年～令和2年)

年次 (出所年)	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成28年	22,947	4,739 (20.7)
29	22,025	3,890 (17.7)
30	21,060	3,628 (17.2)
令和元年	19,993	3,380 (16.9)
2	18,931	3,266 (17.3)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のものである者などを含む。
 4 ()内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。



成果目標について、2017年（平成29年）には目標を達成することができ、2020年は3,266人にまで減少させることができました。しかしながら、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は、2019年まで近年低下傾向でしたが、2020年には17.3%と上昇しました。

平成26年の閣議決定のほか、令和2年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックを見据え、世界一安全な国を目指すために、国を挙げて再犯防止のための施策に取り組もうと党派を超えた国会議員らが再犯防止を推進する基本法の制定に向けて検討を始めました。検討に当たっては、法務省だけでなく、警察庁、厚生労働省、文部科学省及び国土交通省等の多くの関係省庁が議論に加わることになりました。

「再犯の防止等の推進に関する法律」施行から現在まで

平成28年

「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」制定・施行

国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止推進法第4条には、**国や地方公共団体に再犯の防止等に関する施策を策定・実施する責務が明示**されています。

同法第7条には国に再犯防止推進計画を策定する義務を、同法第8条には、**都道府県及び市町村に地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が明示**されています。

このように再犯防止推進法には、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的にかつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

また、再犯防止の取り組みは、今、話題の「**持続可能な開発目標（SDGs）**」にうたわれている「**誰一人取り残さない**」の社会理念に合致する国際社会が目指す方向に沿った取組でもあります。



平成29年

「再犯防止推進計画」閣議決定（計画期間：平成30年度から令和4年度末まで）

この計画は、再犯防止推進法第7条に基づき策定され、計画には5つの基本方針、7つの重点課題が定められており、115の具体的施策が盛り込まれています。

犯罪をした者等の立ち直りを支えるために、地域の皆様のご理解とご協力が必要不可欠であり、国と地域との連携を強化していくことが課題の1つとして挙げられています。

【 刑務所等での指導・支援 】

- 刑務作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの防止指導
- 就労支援
- 福祉等へつなぐための支援



【 地域の支援 】

住居の確保

就労の確保

保健医療・福祉サービスの提供

修学の支援

令和元年

犯罪対策閣僚会議において、

「再犯防止推進計画加速化プラン」閣議決定

このプランは、再犯防止推進計画の中の再犯防止施策のうち、以下の**重点的に取り組むべき3つの課題**に対応した各種取組を加速させることを目標にしたものとなっています。

① 満期釈放者対策の充実強化

成果目標：令和4年までに満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少

⇒ 目標「2,000人以下」

【出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率】

(平成15年～令和元年)

年次 (出所年)	出所受刑者数	出所受刑者		2年以内再入者数		
		うち満期釈放者	うち仮釈放者	うち満期釈放者	うち仮釈放者	うち満期釈放者
平成15年	28,170	12,386	15,784	5,835 (20.7)	3,903 (31.5)	1,932 (12.2)
16	29,526	12,836	16,690	6,236 (21.1)	4,155 (32.4)	2,081 (12.5)
17	30,025	13,605	16,420	6,519 (21.7)	4,434 (32.6)	2,085 (12.7)
18	30,584	14,503	16,081	6,380 (20.9)	4,536 (31.3)	1,844 (11.5)
19	31,297	15,465	15,832	6,409 (20.5)	4,661 (30.1)	1,748 (11.0)
20	31,632	15,792	15,840	6,372 (20.1)	4,687 (29.7)	1,685 (10.6)
21	30,178	15,324	14,854	6,044 (20.0)	4,424 (28.9)	1,620 (10.9)
22	29,446	14,975	14,471	5,649 (19.2)	4,140 (27.6)	1,509 (10.4)
23	28,558	13,938	14,620	5,533 (19.4)	3,944 (28.3)	1,589 (10.9)
24	27,463	12,763	14,700	5,100 (18.6)	3,487 (27.3)	1,613 (11.0)
25	26,510	11,887	14,623	4,804 (18.1)	3,173 (26.7)	1,631 (11.2)
26	24,651	10,726	13,925	4,569 (18.5)	2,928 (27.3)	1,641 (11.8)
27	23,523	9,953	13,570	4,225 (18.0)	2,709 (27.2)	1,516 (11.2)
28	22,909	9,649	13,260	3,971 (17.3)	2,470 (25.6)	1,501 (11.3)
29	21,998	9,238	12,760	3,712 (16.9)	2,348 (25.4)	1,364 (10.7)
30	21,032	8,733	12,299	3,396 (16.1)	2,114 (24.2)	1,282 (10.4)
令和元年	19,953	8,313	11,640	3,125 (15.7)	1,936 (23.3)	1,189 (10.2)

注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。



出典：令和3年版再犯防止推進白書

成果目標について、令和元年満期釈放者の2年以内再入所者数は、1,936人と目標を達成しましたが、依然として仮釈放者と比べると再入率は2倍以上あり、満期釈放者対策をさらに強化する必要があるといえます。

② 地方公共団体との連携強化

成果目標：令和3年度末までに100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画が策定されるように支援

⇒ 策定団体数：221団体（令和3年10月1日現在） ※法務省調べ



成果目標について、2021年（令和3年）10月1日現在までに221の地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定しており、成果目標を大幅に達成しています。
 また、四国では同日現在で23の地方公共団体が計画を策定しています。

③ 民間協力者の活動の促進

具体的な取組：①保護司等の民間協力者に対する継続的支援の充実強化

②民間資金等を活用した再犯防止活動の促進



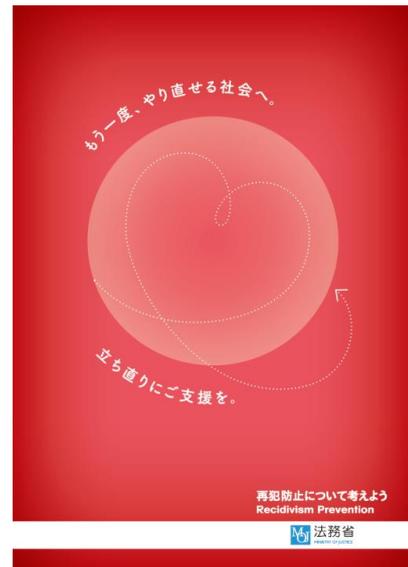
以上が再犯防止施策の経緯と現在についての説明となります。各種成果目標を着実に達成している状況にあるのは、国の取組だけでなく、地方公共団体や民間協力者、国民の皆様が再犯防止について理解をした上で多くのご協力をいただいている結果ではないでしょうか。

これからも、高松矯正管区は、再犯防止を推進するために、地方公共団体との連携強化や、民間協力者の活動促進への援助、国民の皆様への広報・啓発を進めていきたいと考えています。

再犯防止に関して、ご不明な点等ございましたら、当管区更生支援企画課が窓口となっていますので、遠慮なくご相談ください。今後とも再犯防止に関してご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



出典：再犯防止パネル（法務省HP）



出典：再犯防止リーフレット（法務省HP）

再犯防止についてもっと詳しく知りたい方は

再犯防止対策

検索



再犯防止の最新情報を順次更新中です

NEWS 88

～ わかりやすい！地方再犯防止推進計画 ～

地方再犯防止推進計画って
なんだ？

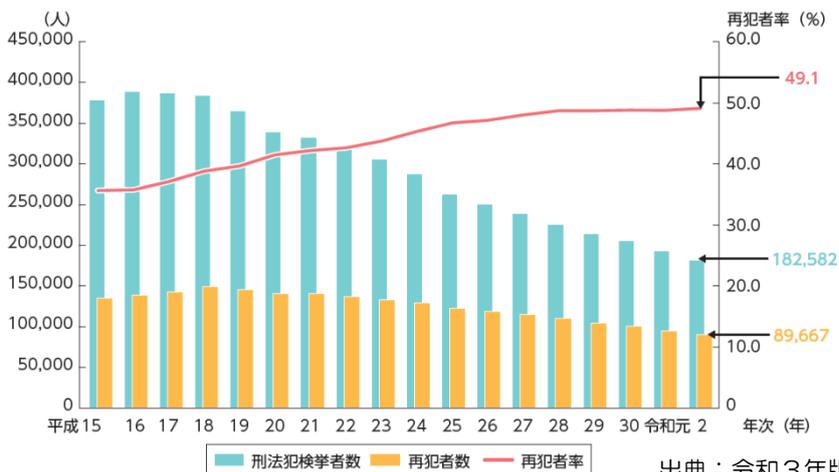
地方再犯防止推進計画についてご説明します。
まずは、以下のデータをご覧ください。

【刑法犯検挙者中の再犯者及び再犯者率】

(平成15年～令和2年)

年次	刑法犯検挙者数		再犯者率
	再犯者数	再犯者率	
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
2	182,582	89,667	49.1

- 注 1 警察庁・犯罪統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。



出典：令和3年版再犯防止推進白書



犯罪をして検挙された人の約半数が再犯者となっています。
 刑法犯検挙者数と初犯者は大幅に減少していますが、再犯者数の減少幅が少ないので、再犯者率が上昇するという結果になっています。
 再犯者数を減少させることは、**安全・安心な国、まちづくり**の実現につながります。

再犯者を減らすメリット

POINT①

1 安全・安心

再犯者に犯罪をさせないことで、新たな被害者が生まれることを防止することができます。再犯防止を推進することは、安全・安心なまちづくりに繋がります。

2 財政・経済

刑務所や少年院などの施設には1日平均で5万2千人が収容されており、収容に必要な費用は年間約372億3千万円となっており、再犯防止を推進することは、財政上も有益です。

※ 法務省 HP「再犯防止リーフレット」より

平成28年12月、議員立法により、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立、施行されました。この法律には、国に再犯防止推進計画を定める義務、**都道府県と市町村に地方再犯防止推進計画を定める努力義務**が明示されています。

再犯の防止等の推進に関する法律 第8条（地方再犯防止推進計画）

- 1 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



これが法律に定められた地方再犯防止推進計画策定の根拠となります。

この計画は、地域福祉計画などの計画に包含して一体的に策定することも可能です。

POINT②

地方計画策定の意義

- 1 地方計画を策定することで市内の様々な事業（就労、住居、保健医療、福祉など）に再犯防止の視点を反映させることが可能となるほか、「安全・安心なまちづくりを進めていく」という意思を市内外に対して明らかにすることができます。
- 2 地方計画において、各施策についての具体的な実施内容や担当部局が明らかになるとともに、市内職員や刑事司法関係者のみならず、地域住民に対しての啓発効果も期待できます。
- 3 地方計画の策定過程は、これまで明確に再犯防止と関連付けられてこなかった分野に再犯防止の視点が反映される契機となるほか、市内職員が再犯防止について認識を深める機会となり、また、地域の関係機関や民間団体などが参画することにより、多くの方から再犯防止に関する合意が得られると考えられます。

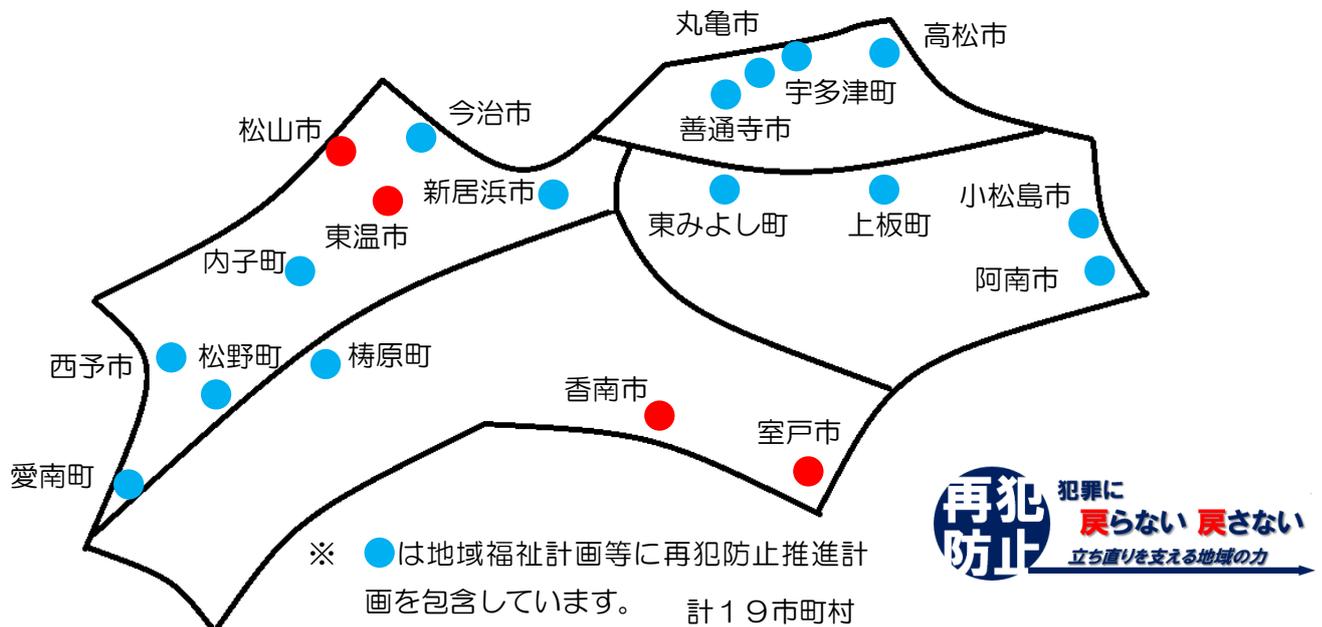
- 相談等のあった自治体まで再犯防止施策のご説明に伺います。
- 再犯防止に関する統計データを提供することができます。
- 刑務所や少年院、少年鑑別所等について、ご説明します。

四国内においても、「地方再犯防止推進計画」を策定する県・市町村は増加しています。
県では、令和3年3月に香川県が「香川県再犯防止推進計画」を策定したことにより、
四国4県全てに地方再犯防止推進計画が策定されました。

- ・高知県 高知県再犯防止推進計画（R1年度～R5年度）
- ・愛媛県 愛媛県再犯防止推進計画（R2年度～R5年度）
- ・徳島県 徳島県再犯防止推進計画（R2年度～R6年度）
- ・香川県 香川県再犯防止推進計画（R3年度～R7年度）

市町村でも、計画策定が進んでおり、令和3年10月1日現在で策定を公表している自治体は、下図のとおりです。

※法務省調べ



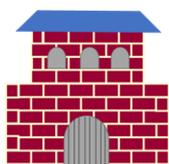
高松矯正管区更生支援企画課は、再犯防止に向けて地方公共団体や関係機関・民間団体等との連携に努めるとともに、地方再犯防止推進計画の策定や策定後のフォローアップ等に関する、地方公共団体へのサポートにも取り組んでいます。

当課は、四国内の全市町村において地方再犯防止推進計画の策定を目指しており、市町村の要望に応じて、情報提供や計画策定に関する助言等の支援を行っていますので、皆様のご理解・ご協力を是非よろしくお願いいたします。また、策定に当たってお困り事など、何かございましたら、当課までご連絡ください。

NEWS 88

～ 刑務所ってどんなところ? ～

地方公共団体や国民の皆様にも矯正のことをもっと知っていただくために、刑務所について、ご紹介します。



刑務所



刑務所では懲役受刑者や禁錮受刑者などを収容していて、「犯罪の責任を自覚させる」、「改善更生の意欲を高める」、「社会生活に適応する力を育てる」ことなどを目的として、受刑者に対して様々な働きかけ（矯正処遇等）を行っています！



入所から出所までの流れ



入所

刑執行開始時の調査

面接等の方法により、受刑者一人一人の問題性や生活環境を調査し、改善更生に向けた計画（処遇要領）を作成します。

刑執行開始時の指導

所内規則、改善更生のための目標・教育内容の説明等を行い、受刑生活への円滑な導入を図ります。

矯正処遇の実施

作業

懲役受刑者は、作業を行うことを義務付けられています。作業は、勤労意欲の向上や社会生活に順応させることを目的としています。

改善指導

一般改善指導では、全ての受刑者を対象に被害者感情の理解や規則正しい生活習慣等を指導しています。

特別改善指導では、特定の受刑者を対象に薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導などの6種類の指導を行っています。

教科指導

補習教科指導では小学校又は中学校の教科内容を、特別教科指導では高等学校以上の教科内容の指導を行い、社会生活を営む基礎力を育成しています。

釈放前指導

出所前に雇用情勢や社会保障手続など出所後直ちに必要となる知識、人間関係の在り方、仕事に対する姿勢などの社会生活全般を指導します。

出所



このように、刑務所では受刑者に対して矯正処遇等を通じて、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせるとともに、受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図っています。

そして、これらの取組が受刑者の再犯防止につながり、ひいては、国民の皆様が安全で安心して暮らせる社会となるよう、刑務所は各種の処遇を実施しています。

刑務所作業製品のご紹介

これらは、四国にある刑務所で制作されている刑務所作業製品です。「安くて品質の良い」商品となっており、すべて受刑者が作っています！

徳島刑務所



AWA 本革バッグ

高松刑務所



民芸だんす



庵治石製品

コースター(上)ペットのお墓(下)

高知刑務所



書棚

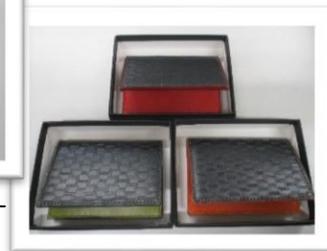
Tosa巾着



松山刑務所



リール付IDカードホルダー



名刺入れ



NEWS 88

～ 少年院－少年の立ち直しを支える施設－ ～

続いて、少年院について、ご紹介します。

少年院とは

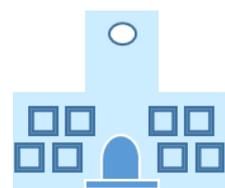
少年院は、家庭裁判所により少年院送致の保護処分として決定を受けた少年を収容する施設です。四国には、四国少年院、丸亀少女の家、松山学園の3つの少年院があります。

少年院は、おおむね12歳から20歳※までの少年を収容しています。また、16歳未満の受刑者を収容することもあります。

※家庭裁判所の決定などにより、収容を継続することができます。



少年院では、少年法の健全育成の理念のもと、在院者の改善更生と円滑な社会復帰のため「**矯正教育**」と「**社会復帰支援**」を行っています。



少年院



矯正教育

矯正教育は、在院者の特性に応じ、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を組み合わせで行います。

※教育内容は少年院によって異なります。

生活指導

自立した生活のための基本的な知識や生活態度を身に付けるための指導を行います。

例えば、在院者一人一人に「個別担任」として担当の法務教官がつき、非行内容や家族関係、非行に至った本人の問題点などについて1対1で繰り返し面接を行いながら指導する**個別面接**のほか、**集団討議**や**SST**（対人行動能力を向上させるための訓練）等の各種指導が行われています。



個別面接

職業指導

勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能を身に付けるための指導を行います。例えば、就労や職場定着のために必要な知識や技能の習得を図るため、ビジネスマナーや対人関係円滑化指導、パソコン操作能力の向上等の指導が行われています。また、野菜や花の栽培や収穫等を通して、職業人としての自覚と勤労意欲を高め、望ましい勤労観・職業観を身に付けるための指導も行われています。



教科指導

教科指導

義務教育や高等学校への進学等を希望する者に対する指導を行います。希望する者には、高等学校卒業程度認定試験を受験する機会があります。

体育指導

自立した社会生活を営むための健全な心身を育てることを目的とした指導を行っています。

例えば、サッカーやバレーボール、剣道、なぎなた、水泳などを行っています。

特別活動指導

社会貢献活動や野外活動など、情操を豊かにし、自主性、自律性、協調性を育てるための指導を行います。社会貢献活動は、地域の公園や施設の掃除、老人ホームにおける介護体験など、社会の一員としての貢献活動を実施しています。

また、地域の方々の協力を受け、四季折々の催しを行うなど、地域の方々とのふれあいを大切にし、在院者の情操を豊かにするための指導を行っています。



出典：少年の立ち直り×地方創生のススメ

社会復帰支援

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい者に対し、修学・就業の支援、帰住先の確保、医療・福祉機関との連携による継続的な支援などを行っています。

- ◎ 就労支援では、キャリアカウンセリング等を通じて、在院者の就労への意欲の喚起を行っています。また、ハローワーク等との連携などにより、出院後の就労先の確保に力を入れています。
- ◎ 障がい等により、自立が困難な在院者も一定数おり、地域生活定着支援センター等と連携の上、スムーズに福祉サービスの利用につなげるとともに、帰住先の確保を行っています。
- ◎ 出院後の進路・交友関係などについて悩みがある出院者やその保護者等からの相談に応じています。

在院者は、少年院での教育を通して、自らの問題を見つめ直し、改善して社会に戻っていきます。社会に戻った少年たちが、再犯しないためには、本人の努力のほかに、地域の皆様の援助が不可欠です。

少年たちの立ち直りへのご理解とご協力をお願いします。



NEWS 88

～ 少年鑑別所 - 地域とつながる施設 - ～

続いて、少年鑑別所について、ご紹介します。

少年鑑別所 とは

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、**鑑別※1**を行うこと、②家庭裁判所により観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、**観護処遇※2**を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする施設です。

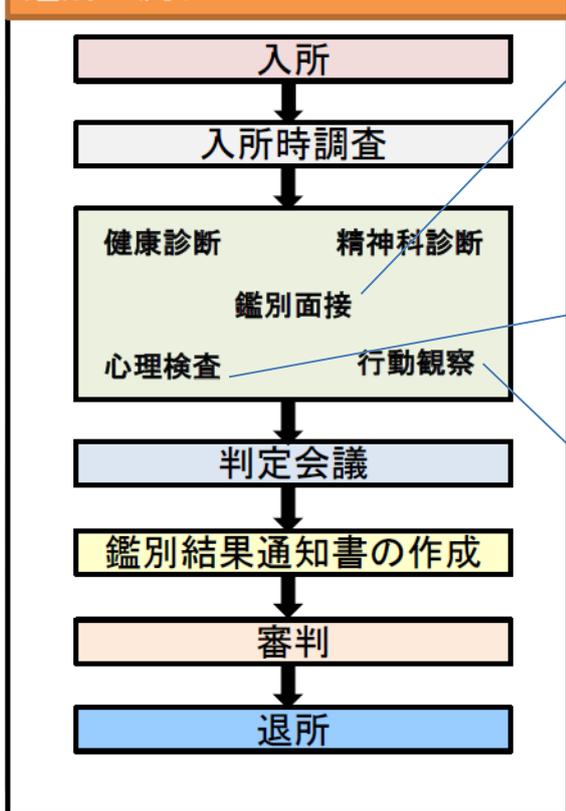
※ 観護措置による収容期間 ～ おおむね4週間ですが、特に必要のある場合は、家庭裁判所の決定で延長されることがあります。(最長8週間)



※1 **鑑別**とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的な知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした原因等を明らかにして、立ち直りに必要な指針を示すことです。

※2 **観護処遇**とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て(鑑別は除く。)をいい、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた働き掛けを行って、その健全な育成に努めています。

鑑別の流れ



【鑑別面接】

これまでの生活や非行の動機等について話し合い、非行の背景や少年の心情、考え方の特徴を理解するための面接です。



【心理検査】

知能検査や性格検査を実施し、少年の内面や特徴を明らかにするための検査を行います。

【行動観察】

普段の生活ぶりを観察する通常の行動観察と作文や絵画の作成等の意図的に場面を設け、そこでの行動を観察する意図的行動観察があります。これらの観察により、意欲・生活態度・対人関係の持ち方などを捉えます。

観護処遇の例

学習支援

希望により、教科等の学習支援を行います。

講話

「就労の心構え」、「性と命の大切さ」などの講話を行うこともあります。

図書貸出

幅広いジャンルの図書を取り揃えています。



助言・相談

一人一人に担任教官がつき、個別に対応します。



観護処遇ってどんなことしてるのかな？

地域援助

少年鑑別所は、これまでに培ってきた専門的な知識や技術を活用して、地域社会の非行・犯罪の防止に貢献するため「法務少年支援センター」という名称で、地域の相談機関として活動を行っています。



法務少年支援センターがどのような支援・活動を行っているかをご紹介します。

地域とつながり、地域に根付いた施設になるために頑張っています！



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。



1 能力・性格の調査

関係機関・団体、ご本人、ご家族からの依頼を受けて、お困りのこと等に合わせて、心理検査や適性検査を行います。また、依頼があれば、ご本人やご家族の方にも結果を分かりやすく説明します。

2 問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等のお困りのことについて、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているか、どのように指導・支援に当たればよいのかなどについて提案します。

3 ご本人やご家族に対する心理相談

関係機関・団体からの依頼を受けて、ご本人やご家族の方との心理相談を行います。

4 事例検討会（ケース会議）等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動等のある方の支援に関する事例検討会などに参加し、見立てや指導方法に関する助言・提案を行います。



5 研修・講演

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆様が主催する研修会、講演会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明します。



6 法教育授業等

法務省では、法教育に関する様々な取組を推進しています。児童・生徒等を対象として、非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについて法教育授業（いわゆる「出前授業」）を行うほか、教員の方への研修もお受けしています。

法務少年支援センターでは、未成年に限らず、成人の方のご相談にも応じています。例えば、罪に問われた障がい者・高齢者の方などに対して、地方公共団体、地域生活定着支援センター、福祉機関等と多機関連携の下で支援等を行うこともあります。各種支援については、最寄りの法務少年支援センターにお気軽にご連絡ください。

全国共通相談ダイヤル 0570-085-085
(最寄りの法務少年支援センターにつながります)

相談無料

松山	089-952-2846	高松	087-834-7112
高知	088-872-9330	徳島	088-652-4115



犯罪に
戻らない 戻さない
立ち直りを支える地域の力

No one will be left behind

NEWS 88

～ 農福連携と矯正 ～



農福連携と矯正の関わりについて、ご説明します。

農福連携とは？

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります（農林水産省HPから抜粋）。

矯正との関係はあるの？



農（福）矯連携？

刑務所や少年院から出た人の中には、高齢者、障がいを有する者、知的能力の低い者など、「生きづらさ」を抱えている人が少なくありません。

再犯を防止するためには就労を確保することが重要であると考えられており、再犯防止推進計画に基づき、矯正では、農業や福祉関係者等と連携した農福連携の推進を目指しています。生きづらさを抱えた刑務所出所者等の就労先として注目し、農福連携への参画を進めています。

連携する上での課題

農業・福祉と矯正の連携は始まったばかりであり、推進に当たり、農業・福祉で受け入れる際の課題と矯正で取組を進める際に以下のような課題があると考えられます。

矯正で取組を進める際の課題

- そもそも農福連携についての知識がない。
- 農福連携を行っている事業所を知らない。
- どのような刑務所出所者等が農福連携での就労に適しているかわからない。
- 農福連携を行っている事業者の方とのつながりがない。



等

農業・福祉で受け入れる際の課題

- 刑務所出所者等への印象（怖いなど）。
- どう接していいかわからない。
- 受け入れた際、地域住民から理解されるか心配
- 受け入れ後に再犯したらどうしよう。
- どのような支援を受けられるのかもわからない。

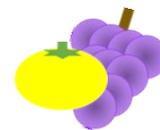


等



これらの課題を解消するために、まずは相互理解を深めることが重要だと考えています。矯正では、農業・福祉関係者に再犯防止の重要性や矯正行政を知っていただく取組を進めるとともに、農業・福祉関係者側のニーズを知るための取組を進めています。

農福連携に向けて



新型コロナウイルス感染症の発生状況を勘案しながら、矯正では農福連携に向けて、以下の取組等について企画や実施等しています。

農業・福祉と矯正の関係作り

- 農業・福祉関係者の方を対象とした施設（刑務所・少年院等）見学会・意見交換会等の実施
- 農福関係団体等が主催する研修会・見学会等への参加

刑務所出所者等を受け入れた団体等に対する息の長い支援

- 法務少年支援センターの地域援助や少年院による受け入れ団体等からの相談対応

ノウフクと連携した広報・啓発

- 農福関係団体等主催イベントと矯正展との連携など広報活動の展開



農福連携は、「ノウフク」とも呼ばれているよ！



農福連携意見交換会



矯正展での広報活動

高松矯正管区 の取組

高松矯正管区では、新型コロナウイルス感染症の発生状況を勘案しながら、四国内で農福連携を行っている事業者の方を訪問しています。令和3年10月には、高知県安芸市において農福連携事業を行っている「こうち絆ファーム」を訪問させていただき、ナス栽培や作業の様子、障がい者の方の支援について学ばせていただきました。

こうち絆ファームは、自治体やJA、病院、ハローワーク等の多数の関係機関と連携し、障がい者やひきこもりなどの生きづらさを抱えた方に対して農業を通じて支援を行っている団体です。

また、高知刑務所の受刑者による社会奉仕活動に協力するなど、矯正を含む刑事司法機関の取組や再犯防止施策に理解を示してくださっています。



今後もノウフクと矯正の連携を推進するために、農福連携を行っている事業所等に訪問させていただき、連携に向けた取組を実施していきたいと考えています。農福連携関係団体、自治体等の皆様におかれましては、ご理解・ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に收容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧告して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画（概要版）

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

再犯防止推進計画加速化プラン（概要版）



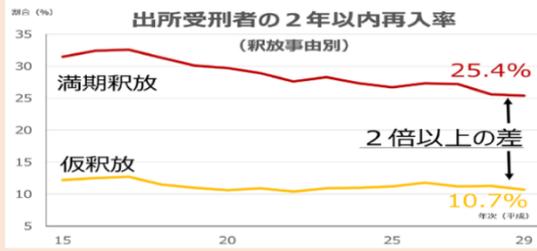
再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月23日
犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少
※ 2,726人(直近5年間の平均) → 2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
※ 策定団体数：22団体 (R1.10.1現在)

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

地方再犯防止推進計画等の策定状況

地方再犯防止推進計画等の策定状況 (R3.10.1現在)

※法務省調べ (各都道府県、指定都市からの回答に基づく)

策定済み(条例の制定を含む) : 221 団体

- ・ 都道府県 : 46 団体
※ 奈良県は、「奈良県更生支援の推進に関する条例」を制定
- ・ 指定都市 : 16 団体 ※ 以下太字
- ・ その他の市町村(特別区を含む) : 159 団体
※ 兵庫県明石市、奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

甲信越・中部地方 (33市町村)

- 新潟県: 新潟市, 長岡市
富山県: 高岡市, 砺波市, 射水市
石川県: 金沢市, 七尾市, 小松市
福井県: 大野市
山梨県: 小菅村
長野県: 松本市, 岡谷市, 須坂市, 千曲市
岐阜県: 岐阜市, 多治見市, 美濃市, 美濃加茂市, 土岐市
各務原市, 瑞穂市, 高加町, 七宗町, 白川町
静岡県: 静岡市, 浜松市, 御殿場市
愛知県: 豊橋市, みよし市
三重県: 四日市市, 伊勢市, 名張市, 多気町

中国・四国地方 (44市町村)

- 鳥取県: 米子市
島根県: 松江市, 大田市, 安来市, 邑南町
岡山県: 岡山市, 久米南町
広島県: 広島市, 三原市, 尾道市, 大竹市, 廿日市市
山口県: 下関市, 宇部市, 山口市, 防府市, 下松市, 岩国市, 光市, 柳井市, 美祿市, 周南市, 周防大島町, 和木町, 平生町
徳島県: 小松島市, 阿南市, 東みよし町, 上板町
香川県: 高松市, 丸亀市, 善通寺市, 宇多津町
愛媛県: 松山市, 今治市, 新居浜市, 西予市, 東温市, 内子町, 松野町, 愛南町
高知県: 室戸市, 香南市, 桷原町



北海道・東北地方 (15市町村)

- 北海道: 小樽市, 帯広市, 北見市, 苫小牧市, 北広島市
岩手県: 盛岡市
宮城県: 仙台市, 名取市, 多賀城市, 大崎市
秋田県: 秋田市, 男鹿市, 鹿角市, 大仙市
福島県: 福島市

関東地方 (42市町村)

- 栃木県: 宇都宮市, 栃木市, さくら市
群馬県: 前橋市, 館林市, 富岡市, 安中市, 嬬恋村, 明和町, 邑楽町
埼玉県: さいたま市, 川越市, 越谷市, 朝霞市, 志木市, 白岡市, 三芳町, 川島町, 吉見町, ときがわ町, 美里町
千葉県: 南房総市
東京都: 千代田区, 大田区, 中野区, 豊島区, 八王子市, 府中市, 国分寺市, 福生市, 武蔵村山市, 瑞穂町, 日の出町
神奈川県: 横浜市, 川崎市, 相模原市, 鎌倉市, 藤沢市, 厚木市, 座間市, 南足柄市, 開成町

近畿地方 (28市町村)

- 滋賀県: 草津市, 野洲市, 甲賀市, 日野町
京都府: 京都市, 宇治市
大阪府: 大阪市, 堺市, 豊中市, 高槻市, 茨木市, 泉佐野市, 寝屋川市, 河内長野市, 柏原市, 羽曳野市, 門真市, 摂津市, 高石市, 藤井寺市, 交野市, 大阪狭山市, 忠岡町
兵庫県: 神戸市, 明石市(※), 加古川市, 奈良市(※), 五條市(※)
※ 兵庫県明石市, 奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

九州地方 (13市町村)

- 福岡県: 北九州市, 春日市, 宇美町, 志免町
佐賀県: 吉野ヶ里町
長崎県: 西海市, 雲仙市
熊本県: 熊本市
宮崎県: 川南町, 日之影町, 五ヶ瀬町
鹿児島県: 奄美市, 沖鎮町, 北大東村

パンフレットのご紹介

COMING TOGETHER

日本の未来を
子見させる
みんなで残したい未来とは。

全国に
脈々と連なる
そのすばらしい地域財の景色。

やさしさの連鎖で
さらに鮮やかに豊かに
忘れられない景色となることが
私たちの願いです。

私たちは小さな積み重ねで
その景色を守りたい。

もっと
私たちを 知ってもらうために
これまでの取組をまとめた事例集をつくりました。その名も
COMING TOGETHER
全国の矯正施設と自治体等が連携して行ってきた
素晴らしい取組が盛りだくさん！
まずは QR を読み取ってみてください。

法務省矯正局

「知ってもらうことがはじまり」

多くの方々に、矯正施設のことを「知ってもらう」「理解していただく」ことを目的として、これまで矯正施設と自治体等が連携して行ってきた取組を1つの事例集としてまとめました。全国には数多くの素晴らしい取組があり、もっと皆さまとシェアしていきたい。未来の地域財を増やす取組に少しでもお役に立てただければ幸いです。

矯正施設は、矯正施設(刑務所、少年収容所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び補人補導院)の収容者等、全矯正施設、作業、教育、康復、医療、福祉などの取組等に対する連携が矯正が行われるように連携、取組を行っています。このパンフレットの事例集は、矯正施設「CHANGE(変革・変遷)」を、矯正施設「CHALLENGE(挑戦への挑戦と挑戦)」を、矯正施設「COOPERATE(連携との挑戦)」を、3つのキーワードとし、社会(SOCIETY)に貢献し、社会に受け入れられる存在になるという取組をまとめています。

矯正施設と自治体との連携

矯正施設で製作した製品などを活用した事例

社会貢献としての取組

矯正施設の人的・物的資源(リソース)を活用した取組

近隣住民とともに緊急防災訓練を
(多摩川連携・地域自治会×府中刑務所 茨城県立学校)

高学年点検での社会貢献プロジェクト
(千葉県社会福祉協議会 × 北海道庁)

法務省矯正局 千100-8977 東京都千代田区豊が岡1-1-1 03-3580-4111(代表)



こちらのパンフレットは、自治体等と矯正施設が連携して行ってきた取組の事例集となっています。

ご興味のある方は、右のQRコードからご覧ください。

再犯防止

犯罪に
戻らない 戻さない
立ち直りを支える地域の力

No one will be left behind



刑務所のその後を知っていますか。

外に出た後、帰る場所がなくても。

頼れる人がいなくても。

それでも、生きていく。



みんなで考えよう。

7月は「再犯防止啓発月間」です。

#再犯防止サポーター #立ち直り

「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、犯罪や非行をした人たちの立ち直りにご理解とご協力をお願いします。

再犯防止対策についてはこちら



【問合せ先】

法務省高松矯正管区更生支援企画課

〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎

TEL: 087-822-4460